

退職手当及び税金等について

東京高等裁判所事務局人事課
給与第一係 設樂政代

配布した資料等

1 退職手当額試算ワークシート

2 参考資料

- 資料1 退職手当支給率早見表(抜粋)
- 資料2 退職手当の調整月額区分表
- 資料3 復興特別所得税の源泉徴収のあらまし
- 資料4 退職手当に係る源泉徴収すべき所得税
及び復興特別所得税額の連算表

3 スライドを印刷したもの

説明の順序

1 退職手当額の計算方法

2 税金について

- (1) 退職手当自体にかかる税金
- (2) 給与所得にかかる住民税

3 早期退職募集制度について

1 退職手当額の計算方法

退職手当額 = ①基本額 + ②調整額

①基本額とは

基本額 = 退職日俸給月額 × 支給率

● 退職日俸給月額

○「俸給の調整額」を含む

● 支給率

勤続期間と退職事由による

(資料1参照)

②調整額とは

在職期間中の各月ごとに、職務の級に対応する調整月額が定まる。

(資料2参照)

↓
このうち、調整月額の金額の多い方から60月分(5年分)を合計した額が調整額となる。

1 退職手当額の計算方法

退職手当額 = ① 基本額 + ② 調整額

2 税金について

(1) 退職手当自体にかかる税金

- ① 所得税、復興特別所得税
- ② 住民税
 - ・ 市区町村民税
 - ・ 都道府県民税

→いずれも、「課税退職所得金額」を基に税額が計算される。

● 課税退職所得金額の算出

課税退職所得金額 =
(退職手当額 - 退職所得控除額) × 1/2

● 退職所得控除額

勤続年数に応じて控除額が定まる
(資料4の別紙参照)

①所得稅、復興特別所得稅

(課税退職所得金額 × 税率 - 控除額) × 102.1%

(税率及び控除額は、資料4参照)

10

②住民税

市区町村民税

課稅退職所得金額 × 6%

都道府県民税

課税退職所得金額 × 4%

(資料4参照)

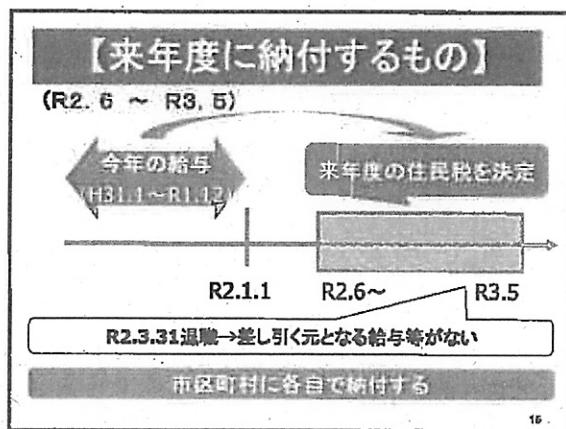
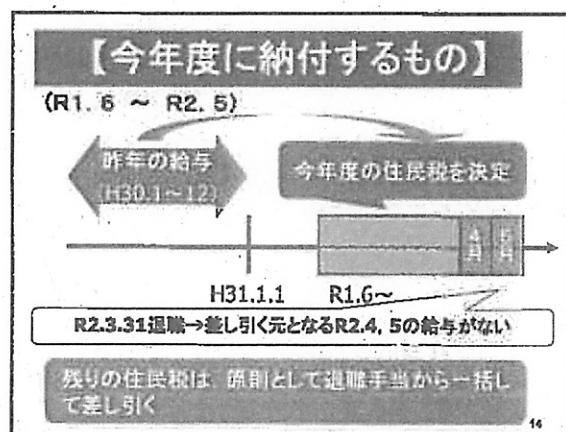
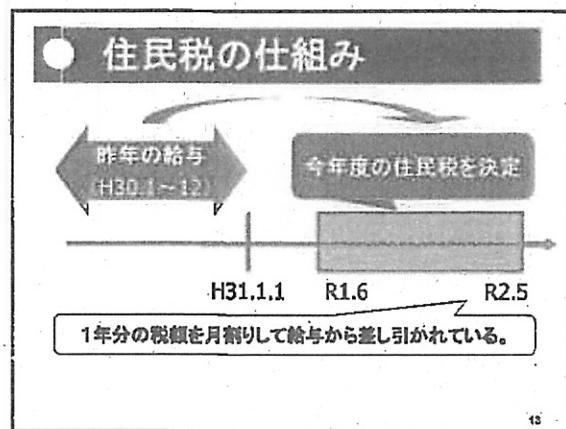
(2) 紙与所得にかかる住民税

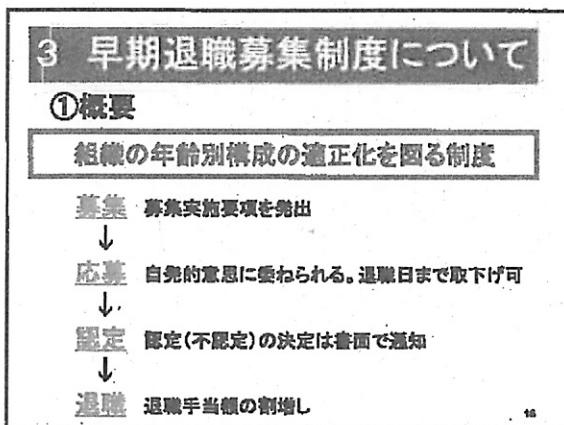
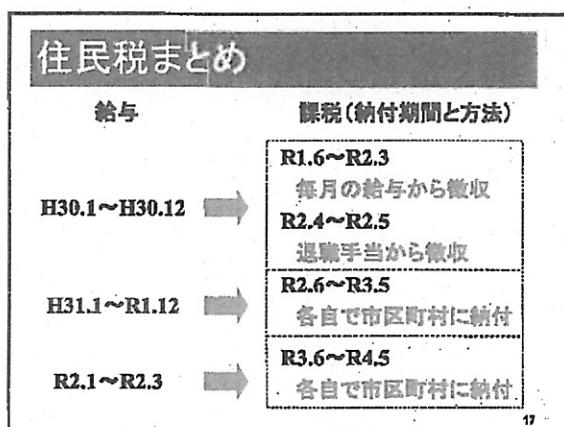
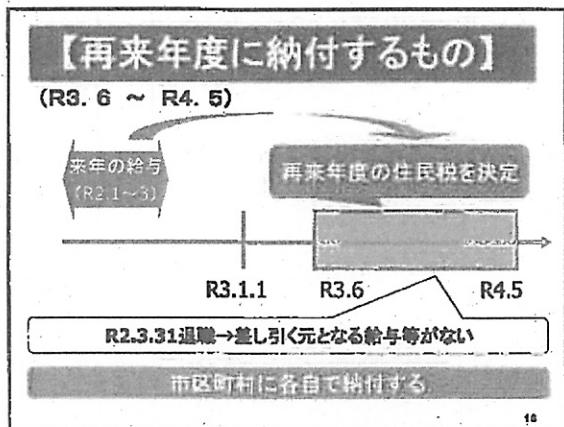
前年の給与所得を基準に、
翌年に課税される。

1

退職後も在職時と同程度の住民税を負担することとなる。

12





②退職手当額の計算方法

退職手当額 = ①基本額 + ②調整額

基本額 = 退職日俸給月額 × 支給率

● 支給率

定年退職と同率

10

基本額 = 退職日俸給月額 × 支給率

● 退職日俸給月額

定年前早期退職特例措置による加算

【原則】定年と退職日における年齢との差に相当する年数1年につき3%加算

(例外) ◇ 上記年数が1年の場合 2%加算

- ◇ 次の場合は要件を充足せず、加算なし
- ・退職日が、定年に達する日から6月前の日の翌日以降となる場合
- ・勤続期間が20年に満たない場合
- ・年齢が定年から15年を経た年齢に満たない場合

20

ご清聴ありがとうございました

退職手当等についてのご質問は、各所轄庁の担当係までお問い合わせください。

東京高裁 人事課給与第一係

東京地裁 人事課給与第一係

東京家裁 人事課給与係

参照HP: 人厚院ホームページ>定年後の生活設計(生涯設計総合情報提供システム)>定年後の収入と支出>退職手当制度

URL: <http://www.jinjijo.go.jp/shougai-so-go-joho/index.html>

21

(資料1)

退職手当支給率早見表(抜粋)

勤続期間	・定年 ・早期退職募集制度による 応募認定退職	・自己都合
20年末満は省略		
20	24.586875	19.8695
21	26.260875	21.3435
22	27.934875	23.0175
23	29.608875	24.6915
24	31.282875	26.3655
25	33.27075	28.0395
26	34.77735	29.3787
27	36.28385	30.7179
28	37.79055	32.0571
29	39.29715	33.3963
30	40.80375	34.7355
31	42.31035	35.7399
32	43.81695	36.7443
33	45.32355	37.7487
34	46.83015	38.7531
35	47.709	39.7575
36	47.709	40.7619
37	47.709	41.7663
38	47.709	42.7707
39	47.709	43.7751
40	47.709	44.7795
41	47.709	45.7839
42	47.709	46.7883
43	47.709	47.709
44	47.709	47.709
45	47.709	47.709

(資料2)

退職手当の調整月額区分表

職員の区分	調整額(月額)	行(一)	行(二)	
		級	級	適用範囲
1	95,400円			
2	78,750円			
3	70,400円	10級		
4	65,000円	9級		
5	59,550円	8級		
6	54,150円	7級		
7	43,350円	6級		
8	32,500円	5級	5級	3人以上(一定の場合には2人以上)の職種の長を直接指揮監督する者
9	27,100円	4級	5級	第8号区分である者を除く。
10	21,700円	3級	4級	
			3級	一定の要件を満たす者
11	0	2級 1級	3級 2級 1級	第10号区分である者を除く。

復興特別所得税の源泉徴収のあらまし (平成25年1月以降の源泉徴収)

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所徴税を徴収する旨、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。
(注) 税税条約の規定により、所得税法及び税税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

1 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(注) 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収については次の2により行います。

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】

$$\text{支払金額等} \times \text{合計税率(%) (a)} = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額 (b)}$$

(注) 算出した所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※1 合計税率の計算式

$$\text{合計税率(%)} = \text{所得税率(%)} \times 102.1\%$$

※2 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率(%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率(%) (所得税率(%)×102.1%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

※3 具体的事例:報酬・料金として888,888円を支払った場合(所得税率10%の場合)

$$888,888 \text{円} \times 10.21\% = 90,755.4648 \text{円} \text{ (1円未満切捨て)} \Rightarrow 90,755 \text{円}$$

(支払金額) (合計税率) (算出税額) (源泉徴収税額)

2 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

給与等については、平成25年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(注) 平成25年分以後の源泉徴収税額表は、国税庁ホームページに掲載しています(税務署からも年末調整を行う時期に配布する予定です。)。

3 年末調整

給与等から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となっており、年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行います。

(資料4)

退職所得に係る源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税額の速算表(平成31(2019年)年分)

課税退職所得金額(A) (注)1,2	税率(B)	控除額(C)	税額=((A)×(B)-(C))×102.1% (注)3		
1,950,000 円以下	5%	—	((A)×5%)	×	102.1 %
1,950,000 円超	3,300,000 円以下	97,500 円	((A)×10%)	—	97,500 円 × 102.1 %
3,300,000 円超	6,950,000 円以下	427,500 円	((A)×20%)	—	427,500 円 × 102.1 %
6,950,000 円超	9,000,000 円以下	636,000 円	((A)×23%)	—	636,000 円 × 102.1 %
9,000,000 円超	18,000,000 円以下	1,536,000 円	((A)×33%)	—	1,536,000 円 × 102.1 %
18,000,000 円超	40,000,000 円以下	2,796,000 円	((A)×40%)	—	2,796,000 円 × 102.1 %
40,000,000 円超	45%	4,796,000 円	((A)×45%)	—	4,796,000 円 × 102.1 %

(注)

1 課税退職所得金額(A)=(退職手当等の金額-退職所得控除額(別紙参照))×1/2(所得税法第30条第2項)※

※所得税法上の勤続年数が5年以下である場合は、2分の1しない(特定役員退職手当等)。

→課税退職所得金額(A)=(退職手当等の金額-退職所得控除額)

2 課税退職所得金額に、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる(所得税法第201条)。

3 所得税と復興特別所得税を併せて源泉徴収する際の税額の端数処理については、計算の途中では端数処理を行わず、最後に1円未満の端数を切り捨てる(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第31条)。

退職手当に係る地方税特別徴収税額の速算表(平成25年1月1日適用)

課税退職所得金額(A) (注)4	税率(b)	税率(c)	地方税特別徴収額合計 $(A) \times (b) + (A) \times (c)$
	道府県民税 (都民税)	市町村民税 (特別区民税)	
一律	4%	6%	(注)5 (注)5

(注)

4 課税退職所得金額(A)は、所得税と同様の方法((注)1,2参照)で算出する(地方税法第50条の3第2項、第328条の2第2項)。

5 算出した道府県民税(都民税)額及び市町村民税(特別区民税)額に100円未満の端数がある場合は、その端数をそれぞれ切り捨てる。
両税を合算した上で切り捨てないように注意する。

(資料4)

別紙

源泉徴収のための退職所得控除額の表
(所得税法別表第六)

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
2年以下	千円 800	千円 1,800	24年	千円 10,800	千円 11,800
			25年	11,500	12,500
			26年	12,200	13,200
3年	1,200	2,200	27年	12,900	13,900
4年	1,600	2,600	28年	13,600	14,600
5年	2,000	3,000	29年	14,300	15,300
6年	2,400	3,400	30年	15,000	16,000
7年	2,800	3,800	31年	15,700	16,700
8年	3,200	4,200	32年	16,400	17,400
9年	3,600	4,600	33年	17,100	18,100
10年	4,000	5,000	34年	17,800	18,800
11年	4,400	5,400	35年	18,500	19,500
12年	4,800	5,800	36年	19,200	20,200
13年	5,200	6,200	37年	19,900	20,900
14年	5,600	6,600	38年	20,600	21,600
15年	6,000	7,000	39年	21,300	22,300
16年	6,400	7,400	40年	22,000	23,000
17年	6,800	7,800			
18年	7,200	8,200	41年以上	22,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ごと に700千円を加算 した金額	23,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ごと に700千円を加算 した金額
19年	7,600	8,600			
20年	8,000	9,000			
21年	8,700	9,700			
22年	9,400	10,400			
23年	10,100	11,100			

※ 「勤続年数」とは、退職手当等の支払いを受ける人が、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算した一定の年数をいう(所得税法施行令第69条)。

※ 勤続年数に1年未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

退職手当額試算ワークシート

※現在の法令及び俸給月額等を基にした試算額です。

※退職手当の計算については、人事院ホームページ内の『国家公務員 生涯設計総合情報提供システム』
(<http://www.jinji.go.jp/shougai-so-go-joho/index.html>)を参照してください。

※ご不明な点は、所属の退職手当事務担当者にお問い合わせください。

東京高裁 → 人事課給与第一係 (内線: [] DI: [])

東京地裁 → 人事課給与第一係 (内線: [] DI: [])

東京家裁 → 人事課給与係 (内線: [] DI: [])

1 基本データ

氏名

採用年月日

 …①

退職予定年月日

 …②

在職期間 (①の日が属する月から②の日が属する月までの月数)

②-①= 年 月

除算期間

月 (休職・育休等の期間に対し、各期間の休職等事由に応じた一定割合を乗じて算出した月数)

勤続期間

 a

年 (在職期間-除算期間) (1年未満の端数は切捨て)

退職日の俸給の月額

 b 円

※現在の俸給の月額により試算

2 退職手当額の計算

(1) 基本額の計算

$$\text{基本額} \quad \text{退職日の俸給の月額} \quad \text{勤続期間(a)に応じた支給率} \\ c \quad [] \text{ 円} = b \quad [] \text{ 円} \times []$$

(2) 調整額の計算

$$\text{調整額} \quad \text{① (} [] \text{ 円} \times [] \text{ 月) } \quad \text{② (} [] \text{ 円} \times [] \text{ 月) } \\ d \quad 0 \quad [] \text{ 円} \quad \text{① (} [] \text{ 円} \times [] \text{ 月) } \quad \text{② (} [] \text{ 円} \times [] \text{ 月) }$$

(3) 退職手当額の計算

$$\text{基本額} \quad \text{調整額} \quad \text{退職手当額} \\ c \quad [] \text{ 円} + d \quad 0 \quad [] \text{ 円} = [] \text{ 円} \\ (1円未満切捨て)$$

3 退職手当に係る税金の控除

課税退職所得金額(所得税・復興特別所得税・住民税共通)

勤続年数 e 年 …②-① (届に従って計算する。1年未満の端数がある場合は切上げ)

退職手当額 円 - 退職所得控除額 円 = f 円

勤続年数が20年を超えるとき、800万円+70万円*(e-20年)

退職所得控除後の退職手当額 円 × 1/2 = g 円
(100円未満切捨て)

所得税及び復興特別所得税

課税退職所得金額 (g 円 × % - 円) × 1,021 = 円
(1円未満切捨て)

住民税

課税退職所得金額 g 円 × 6 % = 円
(100円未満切捨て)

課税退職所得金額 g 円 × 4 % = 円
(100円未満切捨て)

所得税・復興特別所得税 円 + 市町村民税 円 + 都道府県民税 円 = 税金合計額 円

4 手取額

退職手当額 円 - 税金合計額 円 = 退職手当手取額 円

※ その他に給与所得にかかる住民税の一括徴収がある場合があります。

※ 共済借入金がある場合、退職手当額から控除されます。

退職手当額試算ワークシート

※現在の法令及び俸給月額等を基にした試算額です。

※退職手当の計算については、人事院ホームページ内の『国家公務員 生涯設計総合情報提供システム』
(<http://www.jinji.go.jp/shougai-so-go-joho/index.html>)を参照してください。

※ご不明な点は、所属の退職手当事務担当者にお問い合わせください。

東京高裁 → 人事課給与第一係 (内線: [] DI: [])

東京地裁 → 人事課給与第一係 (内線: [] DI: [])

東京家裁 → 人事課給与係 (内線: [] DI: [])

1 基本データ

氏名

採用年月日

…①

退職予定年月日

…②

在職期間
(①の日が属する月から②の日
が属する月までの月数)

②-①= 年 月

除算期間

月 (休職・育休等の期間に対し、各期間の休職等事由に応じた一定割合を乗じて算出した月数)

勤続期間

a 年 (在職期間-除算期間) (1年未満の端数は切捨て)

退職日の俸給の月額 b 円

※現在の俸給の月額により試算

2 退職手当額の計算

(1) 基本額の計算

$$c \quad \text{円} = \quad \text{特定減額日前の俸給の月額} \quad \times \quad \text{特定減額日前日支給率}$$

$$+ \quad b \quad \text{円} \times (\quad \text{退職日の俸給の月額} \quad \times \quad \text{勤続期間(a)に応じた支給率} \quad - \quad \text{特定減額日前日支給率} \quad)$$

(2) 調整額の計算

$$d \quad 0 \quad \text{円} \quad ① \quad (\quad \text{基本額} \quad \times \quad \text{月} \quad) \quad ② \quad (\quad \text{調整額} \quad \times \quad \text{月} \quad)$$

(3) 退職手当額の計算

$$c \quad \text{円} + d \quad 0 \quad \text{円} = \quad \text{退職手当額} \quad \text{円}$$

(1円未満切捨て)

※俸給の月額が減額されたことがある場合、減額に
係る特例により退職手当額の試算額はこの金額
になります。

(国家公務員退職手当法第5条の2・基本額の特例)

3 退職手当に係る税金の控除

課税退職所得金額(所得税・復興特別所得税・住民税共通)

勤続年数 e 年 …②-① (曆に従って計算する。1年未満の端数がある場合は切り上げ)

$$\text{退職手当額} \quad \text{円} - \quad \text{退職所得控除額} \quad \text{円} = \quad \text{退職所得控除後の退職手当額} \quad \text{円}$$

勤続年数が20年を超えるとき、800万円+70万円*(e-20年)

$$\text{退職所得控除後の退職手当額} \quad \text{円} \times \quad 1/2 = \quad \text{課税退職所得金額} \quad \text{円}$$

(100円未満切捨て)

所得税及び復興特別所得税

$$\text{課税退職所得金額} \quad \text{円} \times \quad \text{税率A} \quad \% - \quad \text{控除額B} \quad \text{円} \times \text{復興特別所得税}(2.1\%) \quad \text{税率・復興特別所得税} \quad \text{円} = \quad \text{課税退職所得金額} \quad \text{円}$$

(1円未満切捨て)

住民税

$$\text{課税退職所得金額} \quad \text{円} \times \quad 6 \% = \quad \text{市町村民税} \quad \text{円}$$

(100円未満切捨て)

$$\text{課税退職所得金額} \quad \text{円} \times \quad 4 \% = \quad \text{都道府県民税} \quad \text{円}$$

(100円未満切捨て)

$$\text{所得税・復興特別所得税} \quad \text{円} + \quad \text{市町村民税} \quad \text{円} + \quad \text{都道府県民税} \quad \text{円} = \quad \text{税金合計額} \quad \text{円}$$

4 手取額

$$\text{退職手当額} \quad \text{円} - \quad \text{税金合計額} \quad \text{円} = \quad \text{退職手当手取額} \quad \text{円}$$

※ その他に給与所得にかかる住民税の一括徴収がある場合があります。

※ 共済借入金がある場合、退職手当額から控除されます。